

## 大口町防犯カメラの設置及び運用に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大口町民安全安心条例（平成22年大口町条例第16号）に基づき大口町が設置する防犯カメラの取扱いに関し必要な事項を定め、防犯カメラの適正な管理及び運用を図り、もって町内の安全及び安心を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の防止その他公共の安全の維持を目的として設置する撮影装置であって、撮影した画像を記録する機能を有するものをいう。
- (2) 画像 防犯カメラにより撮影し、記録されたものをいう。
- (3) 公共施設等 道路、公園、自転車駐車場その他不特定多数のものが自由に利用し、又は通行する場所をいう。

### (設置者)

第3条 防犯カメラの設置者（以下「設置者」という。）は、町長とする。

### (管理責任者及び取扱者)

第4条 設置者は、防犯カメラの適正な設置及び画像の適正な管理を図るため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を指定する。

- 2 管理責任者は、町民安全課長をもって充てる。
- 3 管理責任者は、自ら防犯カメラの操作をすることができない場合は、防犯カメラの機器操作を行う者（以下「取扱者」という。）を指定することができる。

### (防犯カメラの操作)

第5条 管理責任者及び取扱者以外の者は、設置された防犯カメラの機器操作を行うことができない。ただし、緊急かつやむを得ない場合は設置者の許可を得て、管理責任者及び取扱者以外の者が機器操作を行うことができる。

- 3 前項ただし書の規定により機器操作を行った者は、行った機器操作の内容を設

置者及び管理責任者に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第6条 設置者、管理責任者及び取扱者（前条第1項ただし書の規定により機器操作を行う者を含む。）は、防犯カメラの適正な運用を図り、防犯カメラの画像及び画像から知り得た情報を他人に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

(設置場所等)

第7条 設置者は、防犯カメラの設置に当たっては、設置目的を達成するために必要最小限度の撮影対象区域となる場所に設置するよう努めなければならない。この場合において、町以外の者が管理する公共施設等に防犯カメラを設置するときは、当該施設管理者の許可を受けなければならない。

2 管理責任者は、防犯カメラの撮影対象区域内の見やすい場所に、防犯カメラが設置されている旨の表示板を設置しなければならない。

(画像等の適正な管理)

第8条 管理責任者は、画像及び当該画像を記録した記録媒体（以下「記録媒体」という。）の管理について、次の措置を講じなければならない。

- (1) 画像を保存する場合は、当該画像を加工することなく、撮影時の状態のまま保存するものとする。
- (2) 画像の保存期間は、画像を撮影した日から起算して7日を超え1月を超えない範囲内とする。ただし、法令による手続により照会等を受けた場合にあっては、必要な期間とする。
- (3) 保存期間を経過した画像は、新たに撮影する画像を上書きして記録することにより消去するものとする。
- (4) 記録媒体を廃棄するときは、破砕、復元のできない完全な消去等の処理を行うものとする。

(画像の閲覧及び提供の制限)

第9条 設置者は、次に掲げる場合を除き、画像を設置目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは閲覧させてはならない。

- (1) 画像から識別される特定の個人の同意がある場合又は本人に提供する場合
- (2) 法令等の規定による場合
- (3) 人の生命、健康、生活又は財産を守るため、緊急の必要性があると認められる場合
- (4) 捜査機関から犯罪及び事故の捜査の目的による要請を受けた場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、地域における安全の確保からやむを得ないと認められる場合

(苦情等への対応)

第10条 管理責任者は、住民等から防犯カメラの設置又は運用に関する苦情を受けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講ずるものとする。

2 管理責任者は、前項の苦情に係る対応及び措置について設置者に報告しなければならない。

(画像の取扱い)

第11条 画像の取扱いについては、この要綱に定めるもののほか大口町個人情報保護条例（平成16年大口町条例第17号）に定めるところによる。

(その他必要事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則（平成26年5月31日 大口町告示第50号）

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。